

令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

項 目 名	経済環境等の変化に対応するための中小企業のデジタル化の促進に資する税制上の所要の措置		
税 目	—		
要 望 の 内 容	<p>ウィズコロナ／ポストコロナ社会においては、「新たな日常」に対応していくことが必要であり、テレワークの普及やビジネスのオンライン化が進む中で、中小企業についてもデジタル化に対応していくことが求められる。</p> <p>また、デジタル化のための取組を通じて、業務の効率化、付加価値の増大を通じた生産性を向上させることが可能。</p> <p>このため、経済環境等の変化に対応するための中小企業のデジタル化を促進するため、必要な税制措置を講ずる。</p>		
	平年度の減収見込額		— 百万円
	(制度自体の減収額)	(— 百万円)
	(改正増減収額)	(— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>ウィズコロナ／ポストコロナ社会に向けて、経済環境等の変化に対応するための中小企業のデジタル化を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>ウィズコロナ／ポストコロナ社会においては、「新たな日常」に対応していくことが必要であり、テレワークの普及やビジネスのオンライン化が進む中で、中小企業についてもデジタル化に対応していくことが求められる。また、デジタル化のためのIT投資を通じて、業務の効率化、付加価値の増大を通じた生産性を向上させることが可能。</p> <p>このため、経済環境等の変化に対応するための中小企業のデジタル化を促進するため、必要な税制措置を講ずる。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日 閣議決定） 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～</p> <p>2. 官民挙げたデジタル化の加速</p> <p>(2) 民間部門におけるDXの加速</p> <p>デジタル基盤整備を加速し、マイナンバー制度等これまで構築した基盤も活用しながら、民間部門全体におけるDXやデジタル投資の加速に官民一体で取り組み、経済社会全体の生産性を徹底的に引き上げていく必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>こうした基盤整備を追い風に、地方における中小企業も含めて非対面型ビジネスモデルへの変革や新産業モデルを創出する。このため、企業全体で取り組むデジタル投資を税制により支援し、特に中小企業においては、IT導入サポートを拡充し、そのDX推進を大胆に加速するほか、標準化された電子インボイスや、金融機関による支援等も通じた中小企業共通EDI等の普及促進を図る。</p>			
	今回の要望に関連する	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済事業環境整備
			政策の達成目標	経済環境等の変化に対応するための中小企業のデジタル化を支援することで、業務の効率化、付加価値の増大を通じた生産性の向上を実現する。
			租税特別措置の適用又は延長期間	—
			同上の期間中の達成目標	経済環境等の変化に対応するための中小企業のデジタル化を支援することで、業務の効率化、付加価値の増大を通じた生産性の向上を実現する。
政策目標の達成状況	—			

	有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本税制によって中小企業のデジタル化へのインセンティブを高める。これによって、業務の効率化、付加価値の増大を通じた生産性の向上を実現する。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	中小企業のデジタル化を促進し、生産性を向上させるという政策目標を達成するためには、すべての中小企業が対象になり得る税制における措置を講じることが適当。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯	—	